

はじめに

当時京都市立養徳小学校1年生であった浅田羽菜さんは、平成24年7月30日、小学校の夏休みの水泳指導中に溺水事故（以下、「本件事故」という。）に遭い、翌31日に亡くなられた。浅田羽菜さんは、ご両親から「よくお父さんとお母さんのところに来てくれたね。羽菜が来てくれて、本当に嬉しい、よかった。」と毎日のように伝えられ、深く愛されて成長してきたお子さんであった。

京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会（以下、「本委員会」という。）は、浅田羽菜さんの溺水事故から約1年後の平成25年7月27日、「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会設置要綱」に基づいて設置された。その後、平成25年11月15日、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第2条第2項に基づき、「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会の設置等に関する規則」が制定され、同規則によって設置された委員会となった。

本委員会の設置目的は、「本件事故の直接的な原因の究明」並びに「学校のプール管理運営」及び「本件事故後の対応のあり方」について検証を行い、「今後の水泳指導中の事故の再発防止を図ること」である。そして、本委員会の責務（担当事務）は、①本件事故の直接的な原因、当日の経過及び発生状況に関する事項、②本件事故後の救護措置に関する事項、③本件事故に対する京都市立養徳小学校及び京都市教育委員会の対応に関する事項、④本件事故の再発防止に関する事項等について、調査、審議及び意見を述べることである。

本委員会は、上記の責務が果たせるよう次の専門領域を持つ7名の委員で構成された。長年京都市内で校医を務める内科医、小児の事故予防に取り組む小児科医（横浜市）、プールの安全管理及びその指導に取り組むNPO法人理事長（横浜市）、教員養成大学の水泳担当教員（鳴門市）、学校事故について社会学の見地から研究を行っている大学教員（名古屋市）、大津いじめ事件の遺族の代理人であり、学校事件等で遺族のサポートに取り組んでいる弁護士（大津市）、京都にて子どもの事

件を扱い子どもの権利擁護活動に取り組んでいる弁護士である。

本件事故では、浅田羽菜さんが、教諭と遊んだ後プールで俯せで浮いているのを発見されるまでの間の経過が分からず、責務の①の本件事故の直接的原因、当日の経過及び発生状況を解明することが、最も優先される事項であり、他の事項の出発点であった。本委員会は、まず、①の事実の解明のための事実調査に徹した。また、①の本件事故の直接的原因、当時の経過及び発生状況の解明とともに、並行して、①と密接に関連する②の本件事故後の救護措置に関する事項の事実の調査も行った。①及び②の調査の後半に、並行して、③の本件事故に対する京都市立養徳小学校及び京都市教育委員会の対応に関する事項の調査を行った。そして、調査の結果、事実の整理、評価、認定を行い、認定をした事実に基づいて問題点の抽出を行い、④の本件事故の再発防止策の提言を作成した。

本報告書には、本委員会の全調査の結果に基づき、まず、①の前提となる事実を記載し、続いて、事故の発生状況、及び、事故の直接的な原因について記載し、次に②の本件事故後の救護措置に関する事項を記載した。さらに、①及び②については、その重要な視点である医学的側面からの検証、及び、水泳指導者からみた検討を特に取り出して記載した。そして、③の本件事故に対する京都市立養徳小学校及び京都市教育委員会の対応に関する事項について記載した。当委員会は、認定をした事実に基づいて問題点の抽出を行い、本件事故の再発防止策の提言を作成したので、各記載毎に提言を記載し、さらに、最後のところでこれらの提言をまとめて記載をした。

本委員会では、浅田羽菜さんのことを「羽菜ちゃん」と呼ばせてもらっており、本報告書では、「羽菜ちゃん」と記載させていただく。

調査の経緯

1. 調査の基本方針

(1) 調査開始時の状況

本委員会の設置の段階で、既に事故発生から1年を経過しようとしており、本件事故関係教員、児童その他関係者の記憶の減退、混濁、汚染などが懸念される状況にあった。

特に本件事故は新聞、テレビなどマスコミでも京都市立小学校で発生した重大な学校事故として大きく取り上げられ、報道を通じて事故状況に関する情報が広範に流布されている状況にあった。これら事故状況に関する情報が関係教員のほか、特に事故当時プール活動に参加していた児童ら及びその保護者に対して強い影響を与えているのではないかとの懸念が払拭できなかった。

現に、本委員会が収集した事故関係資料の中に、児童ら及び保護者の聴き取りメモも含まれていたが、同メモの中には明らかに事実誤認あるいは噂、伝聞といった根拠の乏しい情報も含まれており、周囲からの情報や伝聞情報などによって児童ら及び保護者の記憶が強く影響を受けている可能性が看取された。

また、本件事故は、夏休みの水泳指導の自由遊泳中の事故であり、児童らにとっては遊びに集中している最中であるうえ、児童らは1年生から3年生の事故当日にたまたま水泳指導で一緒になった児童らであり、そもそも記憶の対象となっているか、記憶の能力はどうか、記憶の保持はどうか等、難しい状況であった。

(2) 本委員会の責務は、事故状況を可能な限り公平中立の立場で客観的に調査を行い、これを通じて明らかになった事実関係をもとに、事故の再発防止など意見を述べることである。

したがって、本委員会は、第一に、本件事故当時の事実関係を可能な限り客

観的な資料に基づき認定すること、これら事実関係を基礎として意見をまとめること、関係者等からの聴き取りも客観的な資料の調査収集と共に慎重に行うこと、などの方針を検討、確認した。

2. 調査の方法

(1) 再現検証

上記方針に基づき、本委員会としては、事故状況を可能な限り客観的に再現し、その再現状況の中から事故原因につながった可能性のあるリスク要因を把握、抽出すべきと判断し再現検証を行うことを決め、同実施日を、再現検証の準備が間に合い、また、同一の条件の下で実施できるぎりぎりの日程である平成25年8月19日に決めた。そして、再現検証の前に、本委員会発足早々、京都市立養徳小学校のプールの調査を行い、また、可能な委員は夏休みの水泳指導の見学に行き、まず、プールの状況及び養徳小学校での水泳指導の状況等を実際に観察し把握に努めた。

再現検証では、児童69名、教員13名、教育委員会職員20名、補助員として京都市内の大学生3名、NPO法人日本プール安全管理振興協会と関係のあるライフセーバー2名及び児童2名が参加し、ビデオカメラ7台、スチールカメラ6台、防水カメラ(水中撮影用)4台、ボイスレコーダー2台等の機材を使った。単に本件事故当日の再現をするだけでなく、提出のあった資料に基づき複数の仮説を立て、その仮説の実験も行った。自由遊泳の際には、羽菜ちゃん役の児童に複数の仮説に基づき、実際に行動をしてもらい計測を行ったほか、児童らが帰った後も、NPO法人の関係者の児童2名の協力を得て、複数の仮説に基づき実験を行い、客観的な資料を収集することができた。また、委員は、本件事故当時のプールの状況について、再現検証で実際に体験をした客観的な資料を頭に入れたうえで、その後の調査に取り組むことができた。

(2) 客観的な資料の収集

再現検証に続いて、事故状況の把握に必要な客観的な資料の収集を進めた。特に、溺水に至った経緯や溺水の状況に関して直接的な資料が乏しい本件では、羽菜ちゃんに関する医学的資料が重要な意味を持つと考えられた。そこで本委員会としては、浅田さん夫妻にも協力を得て、羽菜ちゃんの診療録、救急隊の搬送時に作成された記録など、可能な限りの各般の医学的な資料の収集及び聴き取りを行った。

なお、本件事故直後、学校備え付けの消防分団所有にかかる AED が羽菜ちゃんに対して使用されており、当該機器内に使用時の心電図データ等の電磁的記録が残っているのではないかとの指摘に基づき、メーカー担当者に援助を依頼してデータの取り出し作業なども実施した。しかし、同 AED は使用后、一定期間を経過すると自動的に記録を消去する機能を有しており、事故直後の心電図データ等の記録は確保できなかった。

羽菜ちゃんの成長発達に関わる関係機関からの資料も浅田さん夫妻の協力を得て、収集をした。

教育委員会は事故当時に調査を実施しており、また学校では事故前の水泳指導に関する資料なども確保していた。当委員会からの要望に対して学校、教育委員会ともに積極的な協力を示し、調査を進める上で必要な客観的な資料の収集も特段問題なく進めることができた。

(3) 聴き取り

本委員会は、上記の客観的な資料の収集とともに、浅田さん夫妻（浅田さん夫妻に関しては、羽菜ちゃんに関する事項等の聴き取りだけではなく、本委員会に関する要望、意見も同時に聴取した。）、関係教員、教育委員会職員、羽菜ちゃんに関わりのある関係者・関係機関（医療関係も含む）、そして、本件事故が起こった水泳授業に参加していた児童及び保護者からの聴き取り調査を順次実施

した。児童の聴き取り調査に関しては、本委員会の責務である①の本件事故の直接的な原因、当日の経過及び発生状況の解明等について、細かな事実認定が必要であり、そのためには、再現検証で実際に体験をした客観的な資料を頭に入れた委員が、聴き取り対象者の証言及びその際の状況（表情や話しぶり等）を含めて細かな検討をすることが必要であるため、本委員会の委員が分担して行った。

関係教員は自らの水泳指導時間中に起きた事故でもあり、それぞれ精神的な負担を抱えた状態の中での聴き取りであったが、本委員会の調査には協力を惜しまず、本委員会は必要な聴き取りを実施できた。また、教育委員会職員からも聴き取りを実施し、特に事後対応に関する事実関係を中心に関係各部署の担当職員からの聴き取り調査を進めた。その他の関係者・関係機関からの聴き取りも順次進めた。

本件事故が起こった水泳授業に参加した児童らへの聴き取りに関しては、浅田さん夫妻からは、本委員会発足当初から早急な全員に対する聴き取りの実施に関して強い要望があった。しかし、児童らに対する聴き取りに関しては、上記1（1）に記載したとおり、懸念されることがあった。また、本委員会は再現検証から1ヵ月から2ヵ月後にかけて、再現検証の状況に関する感想等の聴き取りに参加した児童及び保護者に対して実施したが、再現検証に関する参加児童らの証言は、再現検証の当日の状況に関する認識の能力、記憶の正確性、表現力などの面で、客観的な正確性、信用性が十分担保されているとの確証は得られなかった。また、保護者の証言、意見等は、善意に基づく推測等が多く、同じく客観的な正確性、信用性が十分担保されているとの確証は得られなかった。このような経緯もあり、本委員会としては児童の聴き取りに関して司法面接的な手法を用いることに決し、北海道大学の仲真紀子教授（認知心理学、発達心理学、裁判心理学）の指導を受け、司法面接の手法を援用した聴き取り調査を行った。本委員会から、3通の聴き取り調査依頼の文書をお送りし、本件事故が起こった水泳授業に参加していた68名の児童のうち、10名の児童及びその保護者、並びに参加児童の保護者

10名に聴き取り調査を行った。また、残る48名にも電話をかけ調査依頼を行った。多くの家庭と直接連絡が通じ、数件の家庭から協力が得られたが、事故当日の新たな事実の発掘にはつながらなかった。

(4) 事実認定及び意見の作成

本委員会は、平成26年4月中に、関係者等からの聴き取りを終了し、同年5月から、事実認定、及び事実認定に基づく意見の作成、これらを報告書にまとめる作業に入り、同年5月25日には、浅田さん夫妻からの最後の要望及び意見聴取を行った。その後、1ヶ月半の作業を経て、報告書を確定した。

本委員会の活動記録は参考資料3及び4のとおりであり、全体会議等が19回、関係者等からの聴き取り調査が69回、遺族との面談が5回（本報告書に基づく報告日を除く）行われた。